

白石市高齢者福祉計画 ・第7期介護保険事業計画

高齢者が地域で自分らしい生活を安心して送れるまち



計画策定の背景

現在、我が国は急速な人口減少と少子高齢化が進んでおります。国立社会保障・人口問題研究所の平成29年7月の推計によると、高齢者人口は、2025（平成37）年には3,619万人となり、高齢化率は30%を超え、75歳以上の後期高齢者の総人口に占める割合は18%に迫るものと予想されております。

また、子育てと介護を同時に抱えるダブルケアや、高齢者が高齢者を介護する老老介護の問題、生活困窮世帯等の複合的な課題が増加する中、地域における高齢者支援を目的としてスタートした地域包括ケアの仕組みを活用し、地域の関係者が様々な課題に分野を超えて包括的に対応する、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めることも求められています。

本市では、第6期計画からは、『高齢者が地域で自分らしい生活を送れるまち』という基本理念を掲げ、2025（平成37）年に向けて、「介護予防と生活支援サービス事業」、「在宅医療・介護による連携」、「認知症高齢者に対する支援」、「生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築」の4つを重点項目とした地域包括ケアシステム構築に向けて、市民や関係機関・団体との連携・協働を図りつつ、様々な施策に取り組んできました。

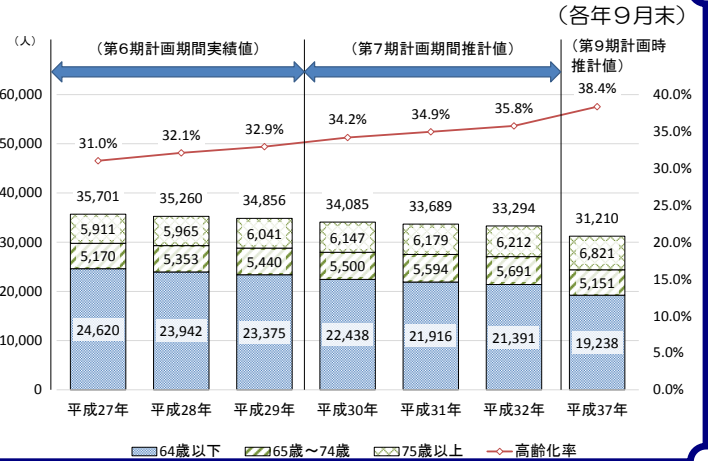
「白石市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」は、本市の高齢者福祉・介護保険施策の基本的な考え方や具体的な取り組み等を示すとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進及び誰もが支え合う地域共生の社会づくりを推進します。

1. 高齢者人口と要支援・要介護認定者の推移と推計

人口・高齢化の推移と推計

本市の総人口は、平成 29 年 9 月末時点で 34,856 人となっています。高齢者人口は平成 29 年が 11,481 人で平成 27 年と比較すると 400 人増加し、今後の推計では平成 32 年で 11,903 人と増加傾向が見込まれます。

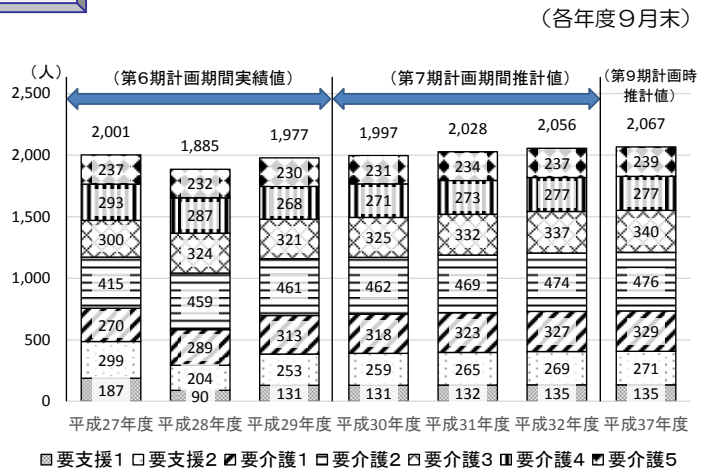
高齢化率をみると、平成 27 年では 31.0% に対して、平成 29 年で 32.9% と 1.9 ポイント増加し、平成 32 年以降に 35% を超えることが見込まれ、高齢化が加速する見通しです。



要支援・要介護認定者の推移と推計

要支援・要介護認定者数は、総合事業の開始により、平成 28 年度の要支援認定者が減少していますが、平成 29 年度にかけて、再び増加に転じ、1,977 人となっています。高齢者人口に占める要支援・要介護認定者割合は、平成 28 年度以降は 16% 台で推移しています。

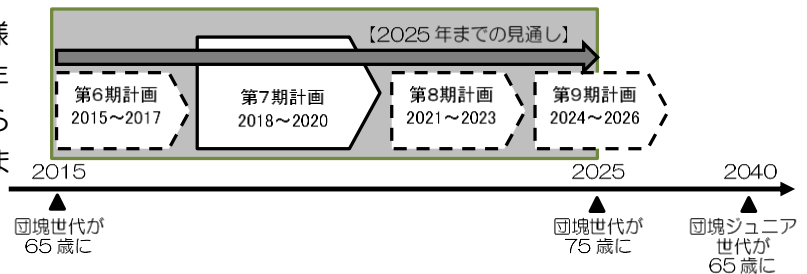
総人口に占める要支援・要介護認定者割合は、平成 29 年度以降は、わずかに上昇しており、平成 37 年度には 6.6% と見込まれます。



2. 計画期間と日常生活圏域の設定

●計画期間

本計画の計画期間は、団塊の世代の皆様が 75 歳以上となる 2025 (平成 37) 年を見据えつつ、2018 (平成 30) 年度から 2020 (平成 32) 年度までの 3 年とします。



●日常生活圏域の設定

本市における日常生活圏域については、市民の様々な意識が「地区公民館区域」を基本として形成されている現状を踏まえて、第 6 期計画より、9 つの地域について、それぞれを 1 つの圏域として、次の 9 圏域を設定しています。

(平成 29 年 9 月末現在)

日常生活圏域	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
白石地区	白石地区	越河地区	斎川地区	大平地区	大鷹沢地区	白川地区	福岡地区	深谷地区	小原地区
地区人口(人)	17,758	1,529	1,014	2,604	2,115	1,593	5,766	1,648	829

3. 計画の基本理念・施策目標と展開

基本理念と施策の体系

本計画の基本理念は、第6期計画の方向性を引き継ぐものとし、基本理念の達成に向け、5つの施策目標を設定します。また、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの深化と推進を図ります。

【基本理念】

高齢者が地域で自分らしい生活を安心して送れるまち

《施策体系》

<目標>

施策目標1
生きがいづくりと
社会参加の促進

施策目標2
いつまでも元気で
暮らせる健康づくり

施策目標3
地域包括ケアシ
ステムの深化・推進

施策目標4
安心して暮らせる
ための福祉サー
ビスの充実

施策目標5
介護保険事業の充実

<施策>

- 1-1 介護予防・生活支援サービス
- 1-2 生活支援体制整備事業
- 1-3 地域コミュニティによる生活支援
- 1-4 高齢者がいきいきと充実した生活を継続するための支援
- 1-5 生きがい・交流づくりの推進を継続するための支援

- 2-1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- 2-2 一般介護予防事業

- 3-1 地域包括支援センターの体制強化
- 3-2 在宅医療・介護連携推進事業
- 3-3 「地域共生社会」の実現に向けた取組の推進

- 4-1 認知症にやさしい地域づくり
- 4-2 高齢者福祉サービスの充実
- 4-3 安心できる住まいの確保、住環境の整備
- 4-4 安全な暮らしの確保

- 5-1 居宅サービス・介護予防サービス
- 5-2 地域密着型・介護予防地域密着型サービス
- 5-3 施設サービス
- 5-4 介護給付費・予防給付費の状況
- 5-5 介護給付適正化
- 5-6 介護離職ゼロへ向けた取り組み

(1) 施策目標1 生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者の方が健康で生きがいを持って暮らすために、高齢者の方が培ってきた豊かな経験、知識及び技術等を地域社会で発揮しながら、いきいきとした生活を送ることができるように、社会参加の支援及び基盤整備を推進します。また、地域にある人や活動は「宝」であり、それを発見し大事に育むことで豊かな助け合い、支え合いの地域づくりを目指す「生活支援体制整備事業」の推進を図ります。

1-1. 介護予防・生活支援サービス

(1) 訪問型サービス

- ①旧介護予防訪問介護に相当するサービス
- ②多様なサービス

(2) 通所型サービス

- ①旧介護予防通所介護に相当するサービス
- ②多様なサービス

(3) その他の生活支援サービス事業

(4) 介護予防ケアマネジメント事業

- ①要支援者に対する予防給付ケアマネジメント
- ②総合事業対象者に対する介護予防ケアマネジメント

1-2. 生活支援体制整備事業

(1) 生活支援体制整備事業

高齢者の方の在宅生活を支えるために、多様な事業主体と連携しながら、重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を図ります。

日常生活圏域ごとの実態把握や、それに応じた住民主体のサービスの育成に向けて、その必要性を市民へ広く周知するほか、各地域のまちづくり協議会などとも連携しながら、推進していきます。

- ①生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置
- ②協議体の設置

1-3. 地域コミュニティによる生活支援

(1) 地域コミュニティによる生活支援

①地域コミュニティ活動のための人材育成
地域コミュニティが活性化するよう、地域における健康づくりリーダーや食生活改善推進員、ボランティアなどの人材育成のため研修や指導を行い、地域活動の支援を図ります。

②高齢者見守り体制の構築

1) 地域住民による見守り

一人暮らし高齢者の方などが、孤独感や不安を感じることなく生活するために、地域内や隣近所での声かけ・安否確認などのあり方を検討し、自治会、民生委員・児童委員や地域住民の協力のもとに体制の構築を推進します。

2) 高齢者等見守り協定締結機関による見守り

市内郵便局、新聞社、協同組合等と高齢者等見守りに関する協定を締結しています。日常業務を遂行中に、高齢者の異変を感じた際に、関係機関に連絡するよう協力をいただき、高齢者の生活の安全、安心の一助となっています。

1-4. 高齢者がいきいきと充実した生活を継続するための支援

(1) 高齢者生きがいサービス

- ①生きがいデイサービス事業（ほっとくらぶ）
- ②配食サービス事業
- ③老人福祉センター利用助成事業
- ④高齢者の就労対策の推進

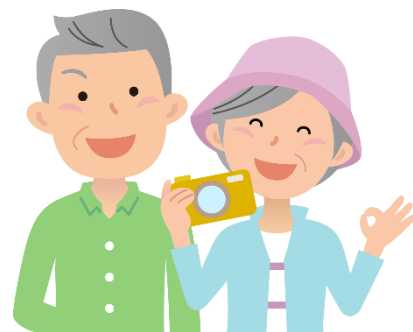
(2) 高齢者の移動手段の確保

- ①白石市民バス運賃の減額
- ②高齢者バス乗車証等交付事業

1-5. 生きがい・交流づくりの推進を継続するための支援

(1) 生きがい・交流づくり

- ①老人クラブ等の育成・支援
- ②生涯にわたるスポーツ活動の推進
 - 1) 生涯スポーツの普及・啓発事業
 - 2) 高齢者スポーツの推進・普及事業
 - 3) しろいしウォーキングマップの普及
- ③生涯学習の推進



(2) 施策目標2 いつまでも元気で暮らせる健康づくり

要介護の原因となる「筋力低下の予防」や「閉じこもり」「認知症予防」「お口の健康」「栄養」等に関する健康づくりの普及啓発や健康運動教室などの機会の提供を行うとともに、地域の互助、民間サービスも活用しながら地域全体で健康づくりや介護予防に取り組むことができる仕組みづくりを進めていきます。さらに、要介護状態になっても生きがいや役割を持ち生活できる地域づくりを目指します。

また、健康な高齢期を過ごすことができるよう、前期高齢期からの健康づくりを推進していきます。

2-1. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

(1) 自立支援、介護予防・重度化防止のための取り組み

高齢者の方がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むために、また要介護状態等になることの予防、要介護状態等の軽減、重度化防止のために、PDCAサイクルを活用した次の取り組みを推進します。

- 1) 自立支援、介護予防・重度化防止に関する市民や関係機関への普及啓発
- 2) 認知症予防の推進
- 3) 高齢者自身が担い手となる活動の場や住民主体の通いの場の創出、担い手の養成への取り組み
- 4) 地域ケア会議の充実による地域課題を解決する取り組み

2-2. 一般介護予防事業

(1) 一般介護予防事業の実施

①介護予防把握事業

閉じこもり等の何らかの支援を要する方を早期に把握し、介護予防活動等につなげていきます。

②介護予防普及啓発事業

介護予防に関する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレットの作成及び配布や、講演会、介護予防教室などを開催していきます。

③地域介護予防活動支援事業

介護予防に関する指導的役割を担うことのできる人材を養成するとともに、住民の通いの場が充実していくよう地域に働きかけていきます。

④一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、事業の改善を図ります。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

保健福祉事務所、医療機関や介護老人保健施設等と連携を図り、住民運営の通いの場等における介護予防の取り組みを推進します。

(3) 施策目標3 地域包括ケアシステムの深化・推進

本市における地域包括ケアシステムを深化・推進するため、その中心となる地域包括支援センターの体制強化を図ります。

また、高齢者の方が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、自立した生活の支援の充実や在宅医療・介護の連携を推進するほか、高齢者の方のみならず、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。

3-1. 地域包括支援センターの体制強化

(1) 地域包括支援センターの設置・運営

地域包括ケアシステム構築の中核的な役割を担う地域包括支援センターが質の高い業務を行うため、定期的に白石市地域包括支援センター運営協議会を開催し、事業方針検討や、事業実績及び運営状況に関する評価を含めた審議を実施し、地域包括支援センターの体制強化に努めます。

- ①総合相談業務の充実
- ②権利擁護業務の充実
- ③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の充実

(2) 地域ケア会議の推進

地域ケア会議の機能には、個別課題解決機能、ネットワーク構築機能、地域課題発見機能、地域づくり・資源開発機能、政策形成機能があります。

地域包括支援センターが、地域ケア個別会議を継続して開催することにより、地域住民が抱える個別の課題解決や、地域課題の発見・解決などに結びつけられるよう、地域ケア会議の質の向上に努めます。

また、共通課題や日常生活圏域ごとの課題を解決し、施策に反映できるような、地区レベル、代表者レベルの地域ケア会議を開催していきます。

(3) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するために、地域にある保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行います。

この連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」の構築を推進します。

(4) 地域包括支援センター事業評価の実施

白石市地域包括支援センター運営協議会と連携しつつ、市が定める運営方針を踏まえ、効果的、効率的な運営がなされているか等について、点検・評価を適切に行っていくことで、公平性・中立性の確保や効果的な取り組みの充実を図るとともに、不十分な点については改善に向けた取り組みを行っていくことで、一定の運営水準を確保するよう努めます。

3-2. 在宅医療・介護連携推進事業

(1) 在宅医療・介護連携推進事業の実施

要介護状態となった場合においても、可能な限り、自宅などの住み慣れた生活の場で暮らし、自分らしい生活を営むことができるよう、白石市医師会等を中心に医療・福祉・介護の関係機関が連携し、白石市、蔵王町、七ヶ宿町による「一市二町在宅医療・介護連携推進事業連絡協議会」を平成29年1月に設置し、この協議会を中心として在宅医療・介護連携事業を推進していきます。

- ①地域の医療・介護サービス資源の把握
- ②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ③切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築
- ④医療・介護関係者の情報共有の支援
- ⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ⑥医療・介護関係者の研修
- ⑦地域住民への普及啓発
- ⑧関係市町村の連携

3-3. 「地域共生社会」の実現に向けた取り組みの推進

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

厚生労働省では、「地域共生社会」の実現に向けた改革の骨格として、

- ①「地域課題の解決力の強化」
 - ②「地域丸ごとのつながりの強化」
 - ③「地域を基盤とする包括的支援の強化」
 - ④「専門人材の機能強化・最大活用」
- の4つの柱を掲げています。

(4) 施策目標 4 安心して暮らせるための福祉サービスの充実

認知症になっても意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症高齢者の早期発見・早期診断体制の充実や、認知症に関わる医療と福祉・介護の連携強化を図るとともに、認知症の正しい知識を普及させていきます。

4-1. 認知症にやさしい地域づくり

(1) 認知症にやさしい地域づくり

新オレンジプラン（認知症施策推進総合戦略）に基づき、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症の容態の変化に応じて、適時・適切に切れ目なく保健医療サービス及び福祉サービスが提供される仕組みを構築します。

(2) 認知症総合支援事業

- ①認知症初期集中支援推進事業
- ②認知症地域支援・ケア向上事業

(3) 認知症施策の推進

- ①標準的な認知症ケアパスの作成・普及
- ②認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- ③若年性認知症支援の充実
- ④認知症サポーターの養成と活用
- ⑤認知症の人や介護者への支援（認知症カフェ（オレンジカフェ）の開催）
- ⑥徘徊高齢者への対応
- ⑦介護をする人にやさしい社会へ（介護マーク活用の推進）

4-2. 高齢者福祉サービスの充実

(1) 高齢者福祉サービスの実施

- ①高齢者等安心見守り事業
- ②救急医療情報キット配布事業
- ③在宅老人等紙おむつ給付事業
- ④家族介護慰労金支給事業
- ⑤訪問理容サービス事業
- ⑥寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業
- ⑦高齢者タクシー利用助成事業
- ⑧生活管理指導短期宿泊事業
- ⑨養護老人ホーム等への措置
- ⑩成年後見制度利用助成事業

4-3. 安心できる住まいの確保、住環境の整備

(1) 安心できる住まいの確保、住環境の整備

- ①居宅介護支援事業者等支援事業費補助事業（住宅改修支援）
- ②高齢者世話付住宅・高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業
- ③軽費老人ホーム（ケアハウス）
- ④有料老人ホーム
- ⑤サービス付き高齢者向け住宅

4-4. 安全な暮らしの確保

(1) 避難行動要支援者対策の充実

(5) 施策目標5 介護保険事業の充実

高齢者の方が、介護が必要な状態となっても、それぞれのニーズにあった適切なサービスを選択できるようサービスの見込量に応じて計画的に介護サービスを整備します。

要介護者であっても住み慣れた家や地域で住み続けられるよう定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの整備を推進します。

介護給付費の適正化を推進し、費用の効率化を図ります。

5-1. 居宅サービス・介護予防サービス

- (1) 訪問介護
- (2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
- (3) 訪問看護・介護予防訪問看護
- (4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
- (5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
- (6) 通所介護
- (7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
- (8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
- (9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
- (10) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
- (11) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
- (12) 特定福祉用具購入・介護予防特定福祉用具購入
- (13) 住宅改修・介護予防住宅改修
- (14) 居宅介護支援・介護予防支援

5-2. 地域密着型・介護予防地域密着型サービス

- (1) 地域密着型通所介護
- (2) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
- (3) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
- (4) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
- (5) 地域密着型特定施設入居者生活介護
- (6) 地域密着型介護老人福祉施設
- (7) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (8) 看護小規模多機能型居宅介護

5-3. 施設サービス

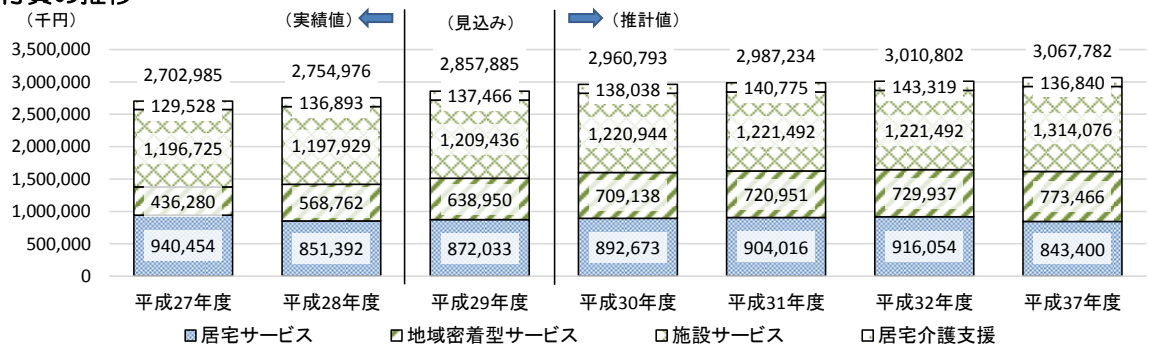
- (1) 介護老人福祉施設
- (2) 介護老人保健施設
- (3) 介護療養型医療施設
- (4) 介護医療院

5-4. 介護給付費・予防給付費の状況

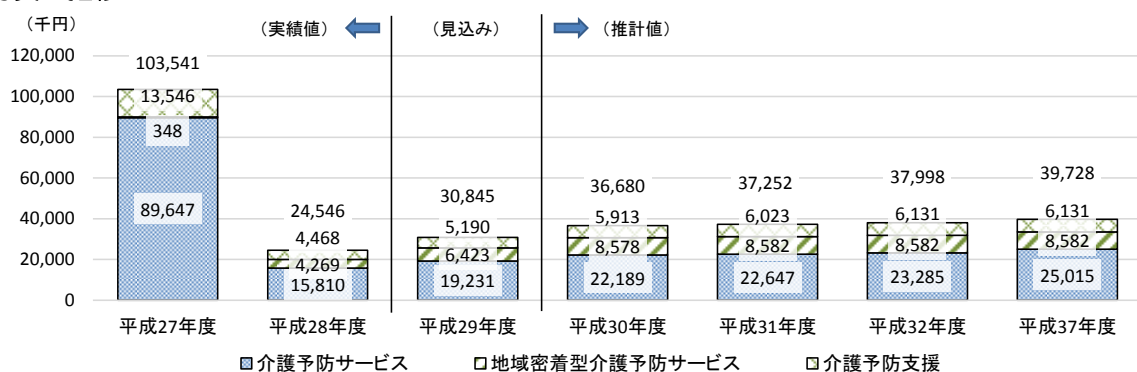
本市の第6期計画期間中の介護給付費の推移をみると、居宅サービスはやや減少したものの、地域密着型サービスが増加しており、給付費全体としては増加傾向となっています。平成30年度以降の推計では、居宅サービスと地域密着型サービスにおいてやや増加を見込んでいます。そのため、給付費全体としても、やや増加する見込みとなっています。

予防給付費の推移をみると、平成27年度から平成28年度にかけて大きく減少していますが、これは平成27年度の総合事業開始に伴い、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が総合事業に移行したためです。平成28年度から平成29年度にかけては増加しており、平成30年度以降についても、わずかに増加していくことが見込まれています。

■介護給付費の推移



■予防給付費の推移



5-5. 介護給付適正化

(1) 介護給付等費用適正化事業の実施
適正な介護給付等のために県の介護給付適正化取組方針に準じて事業を実施します。主な取組みについては下記のとおりです。

- ①要介護認定の適正化
- ②ケアプランの点検
- ③住宅改修・福祉用具実態調査
- ④医療情報との突合・縦覧点検
- ⑤介護給付費通知

(2) 地域密着型サービス事業者等に対する指導
地域密着型サービス事業者等に対し、実地指導を行い、サービスの質の向上を図ります。

5-6. 介護離職ゼロへ向けた取り組み

介護サービスが利用できずやむを得ず離職する方をなくすとともに、施設入所が必要であるにもかかわらず自宅待機をする高齢者の解消を目指し、各種サービスの提供体制の整備について検討していきます。

- (1) サービス提供体制の整備の推進
- (2) 相談窓口の強化

4. 第7期計画期間の介護保険料



本計画期間である平成30年度から平成32年度までについて、本市における介護給付費・予防給付費等の見込み、さらに、地域支援事業費、調整交付金見込額等を加えて保険料収納必要額を積算し、被保険者数から介護保険料を算出しました。

本市における平成30年度から平成32年度までの介護保険料基準額は、下表の第5段階の月額で5,400円、年額で64,800円になります。



【第1号被保険者の所得段階別保険料】

段階	各段階の所得区分		計算方法	保険料月額
第1段階	本人が非課税	世帯非課税	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税、かつ、本人の年金収入等が80万円以下の方	基準額×0.45 2,430円
第2段階			・世帯全員が市民税非課税、かつ、本人の年金収入等が80万円超120万円以下の方	基準額×0.75 4,050円
第3段階			・世帯全員が市民税非課税、かつ、本人の年金収入等が120万円超の方	基準額×0.75 4,050円
第4段階	本人が課税	世帯課税	・本人が市民税非課税の方（世帯内に市民税課税者がいる場合）、かつ、本人の年金収入等が80万円以下の方	基準額×0.90 4,860円
第5段階			・本人が市民税非課税の方（世帯内に市民税課税者がいる場合）、かつ、本人の年金収入等が80万円超の方	基準額×1.00 5,400円
第6段階	本人が課税		・本人が市民税課税の方（合計所得金額が120万円未満）	基準額×1.20 6,480円
第7段階			・本人が市民税課税の方（合計所得金額が120万円以上200万円未満）	基準額×1.30 7,020円
第8段階			・本人が市民税課税の方（合計所得金額が200万円以上300万円未満）	基準額×1.50 8,100円
第9段階			・本人が市民税課税の方（合計所得金額が300万円以上）	基準額×1.70 9,180円

<概要版>

白石市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画

平成30年3月

発行者：白石市 編集：保健福祉部長寿課